

郡山市電動式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを自家処理することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図るため、電動式生ごみ処理機を購入し設置する者に対する電動式生ごみ処理機購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「電動式生ごみ処理機」とは、家庭用電動式生ごみ処理機(以下「家庭用生ごみ処理機」という。)及び集合住宅用電動式生ごみ処理機(以下「集合住宅用生ごみ処理機」という。)で、電気を用いて生ごみの減量化又は堆肥化することができる構造を有するものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる者は、家庭用生ごみ処理機又は集合住宅用生ごみ処理機を購入し設置する者で、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 家庭用生ごみ処理機については、市内に住所を有し、かつ、居住している者
 - (2) 集合住宅用生ごみ処理機については、市内に建築されている建築物で、居住の用に供されているものの所有者又は管理者
 - (3) 郡山市税等を完納している者
 - (4) 市内の販売店から電動式生ごみ処理機を購入し、電動式生ごみ処理機を適切に管理できる者
 - (5) 減量化又は堆肥化された生ごみを自己の責任において処理できる者
 - (6) 電動式生ごみ処理機の使用状況についてのアンケートに協力できる者
- 2 集合住宅用生ごみ処理機は、次に掲げる構造を有していなければならない。
- (1) 集中方式とし、臭気等が周辺環境に悪影響を及ぼさない構造
 - (2) 適切な維持管理が可能な構造
 - (3) 処理能力は1戸につき1日1キログラム以上処理する性能を持つ構造

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 家庭用生ごみ処理機 購入費(消費税を除く。)の2分の1以内とし、2万5千円を限度とする。ただし、補助の対象は1世帯(同居世帯は1世帯とする。)1基とする。
- (2) 集合住宅用生ごみ処理機 購入費(消費税を除く。)の3分の1以内とし、2万円に世帯数を乗じて得た額をもって限度とする。

(申込及び承認)

第5条 家庭用生ごみ処理機の補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記入した家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助金交付申込書(第1号様式)に市税等納入状況照会同意書(第2号様式)を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 住所
- (2) 世帯主氏名
- (3) 電話番号
- (4) 家庭用生ごみ処理機の購入予定商品名及び型番

2 集合住宅用生ごみ処理機の補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記入した集合住宅用電動式生ごみ処理機購入費補助金交付申込書(第3号様式)に市税等納入状況照会同意書(第2号様式)を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、所在地)
- (2) 所有者(法人にあっては、法人名及び代表者名)

(3) 電話番号

(4) 生ごみ処理計画書

ア 対象世帯数

イ 管理方法

ウ 減量化又は堆肥化された生ごみの処理方法

(5) 設置場所を示す図面

(6) 集合住宅用生ごみ処理機の仕様内容を表す書類（仕様書、カタログ等）

(7) 集合住宅用生ごみ処理機に係る見積書

3 市長は、前2項の規定による申し込みを受けたときは、補助金の交付の対象としての承認又は不承認の決定をし、その旨を申し込みをした者に対し通知する。この場合において不承認の決定の通知については、その理由を付記するものとする。

（交付の申請）

第6条 承認の決定を受けた者は、通知を受けた日から2か月以内に電動式生ごみ処理機を購入し、その後速やかに補助金交付申請書（第4号様式）に領収書及び保証書を添付して市長に申請しなければならない。

2 特別の理由により、2か月以内に購入できないときは、その旨及び理由を市長に届け出なければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、第6条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の決定の取り消し及び返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（財産処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

（電動式生ごみ処理機の廃棄及び買換えの承認）

第11条 電動式生ごみ処理機を購入後6年以内に廃棄する場合は、廃棄届（第6号様式）を提出しなければならない。

2 破損又は故障し、修理に多額の費用を要するため、買換えをしようとする者は、廃棄届を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（台帳の整備）

第12条 市長は、補助金の交付の状況を明らかにするため、郡山市電動式生ごみ処理機購入費補助金交付台帳（第7号様式）を備えなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

2 平成12年度に限り、平成12年4月1日から平成12年5月31日までの期間に電動式生ごみ処理機を購入した者については、第5条第1項及び第2項の申込をすることができるものとする。

この場合において、第5条第1項第4号中「購入予定商品名」とあるのは「購入商品名」と、第6条第1項中「通知を受けた日から2か月以内に電動式生ごみ処理機を購入し、その後速やかに」とあるのは「通知を受けた日以後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。